

全ト協「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」のご案内について

(一社) 東京都トラック協会

標記顕彰について、全日本トラック協会より、下記の通りに実施する旨、ご案内がございましたので、お知らせいたします。

つきましては、標記顕彰に係る申請を希望される東ト協青年部会員の方は、東ト協教育研修・輸送グループへご連絡(TEL: 03-3359-4137) くださいますようお願いいたします。

記

1. 事業の主旨

都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等が実施した、または今後実施する先進的で創意工夫等のある取組により、他の者の模範となりえるような事業に対して顕彰を行う。

本顕彰における「経営者等」とは

- ①トラック協会の青年組織に所属する経営者、管理者であって、申請事業を中心的に企画、実施した者
- ②トラック協会の青年組織に所属する複数の者で構成する団体

2. 主な顕彰候補対象事業

次に掲げる顕彰候補対象事業例等に該当する事業。但し、申請は1者1事業に限る。

- (1) 社会貢献事業 (2) 収益性向上事業 (3) 安全対策事業 (4) 環境対策事業
- (5) その他(特に本目的に沿った事業)

上記(1)～(5)の事業については、既の実施したもののほか、募集年度中に実施予定のアイデア、企画等でも申請できます。

3. 顕彰候補者となる経営者等の要件

- (1) 申請日前1年間及び申請日以降交付決定までの間に、貨物自動車運送事業法及び道路運送法等関係法令の悪質と認められる違反がないもの。
- (2) 全ト協が行う各助成事業に係る要綱の規定により、助成金の返還を命じられ、受付または交付決定が行われない期間にある経営者等の申請ではないもの。
- (3) 顕彰候補者が申請する事業は、他の助成金等を受けない事業。
- (4) 過去に本顕彰を受けた経営者等による同一の事業または、その事業に改良、改善を加えた事業ではないもの。

4. 顕彰金額・総額

金賞(100万円)、銀賞(70万円)、銅賞(50万円)とする。顕彰総額は500万円を限度とし、限度額を超える場合、上位の事業を優先して適用する。

5. 結果の公表

審査結果の通知後速やかに、受賞事業の概要等をホームページ、機関誌等で公表する。「全ト協青年部会全国大会」において授与式を行う。

6. 申請等の流れ

(1) 申請希望の連絡及び必要書類（申請書や記入例等）の入手

東ト協教育研修・輸送 G（TEL：03-3359-4137）に、申請希望の旨お電話のうえ、東ト協ホームページより必要書類を入手していただきますようお願いいたします。

(2) 提出書類

①申請書、②事業報告書、③会社概要の3点を作成のうえ、ご提出ください。

※会社概要は既存パンフレット、ホームページからの出力可。

なお、トラック協会青年組織等で申請する場合は、組織概要（会員数、予算、主な活動）が分かる書類を添付。

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。なお、提出書類等は返却しません。

(3) 提出締切 令和6年10月21日（月）（必着）

※東ト協において、書類の確認等を行う関係により、全ト協で定めている締切日と異なります。

(4) 書類の提出先

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

（一社）東京都トラック協会 3F教育研修・輸送グループ 宛

(5) 顕彰の決定方法

「審査委員会」に審査を諮り、顕彰の決定を行う。なお、顕彰申請者は、審査委員会において対象事業の説明を行うものとする。

※審査委員会の日程は 決まり次第連絡します。

(6) 結果通知

審査の結果については、後日、都道府県トラック協会を通じ結果通知書をお送りします。

7. 東京都トラック時報及び東ト協ホームページによる周知

標記顕彰につきましては、東京都トラック時報及び、東ト協ホームページにおいてもお知らせいたします。

以上

◇本申請に関するお問い合わせ先

（一社）東京都トラック協会 教育研修・輸送G TEL：03-3359-4137